

(別添1)

内閣府、総務省、法務省、
外務省、財務省、文部科学省、
厚生労働省、農林水産省、経済産業省、
国土交通省、環境省、防衛省、
令第一号

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十一条の三第二項の規定に基づき、
温室効果ガス算定排出量の報告等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成十九年四月二日

内閣総理大臣	安倍	晋三
総務大臣	菅	義偉
法務大臣	長勢	甚遠
外務大臣	麻生	太郎
財務大臣	尾身	幸次
文部科学大臣	伊吹	文明
厚生労働大臣	柳澤	伯夫

農林水産大臣 松岡 利勝
経済産業大臣 甘利 明
国土交通大臣 冬柴 鐵三
環境大臣 若林 正俊
防衛大臣 久間 章生

温室効果ガス算定排出量の報告等に関する命令の一部を改正する命令

温室効果ガス算定排出量の報告等に関する命令（平成十八年

内閣府、総務省、法務省、
外務省、財務省、文部科学省、
厚生労働省、農林水産省、経済産業省、
国土交通省、環境省、
令第

二号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「書類」を「請求書」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する請求書の様式は、様式第一の二によるものとする。

第十五条第一項中「書類」を「請求書」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する請求書の様式は、様式第一の二によるものとする。

様式第一の次に次の様式を加える。

様式第1の2（第6条及び第15条関係）

受 理 日	年 月 日
整 理 番 号	
結 果	
決 定 通 知 日	年 月 日

権利利益の保護に係る請求書

年 月 日

事業所管大臣（地方支分部局長） 殿

請求者 （ふりがな）
住 所 〒
（ふりがな）
氏 名

㊟
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の3第1項の規定により、同法第21条の2第1項の規定による報告に係る温室効果ガス算定排出量に代えて、同法第21条の3第1項で定めるところにより合計した量をもって同法第21条の4第1項の規定による通知を行うことを請求します。

公にされることにより権利利益が害されるおそれがあると思料する温室効果ガスの名称及び温室効果ガス算定排出量	
（温室効果ガスの名称）	t-CO ₂
権利利益が害されるおそれがあると思料する理由	
権利利益が害されるおそれがあると思料する理由の根拠となる事実	

- 備考
- 1 の欄には、記載しないこと。
 - 2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。
 - 3 本様式は、請求に係る温室効果ガスである物質ごとに作成すること。
 - 4 権利利益が害されるおそれがあると思料する理由の根拠となる事実に関しては、事実を証する書類を添付することができる。
 - 5 本様式の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

附 則

この命令は、公布の日から施行する。